

登録基幹技能者
各位

令和2年2月18日
一般財団法人 建設業振興基金
建設キャリアアップシステム事業本部

建設キャリアアップシステムにおける「ゴールドカード」の発行について

※登録基幹技能者の有資格者で、建設キャリアアップシステムへの登録をしていない方、または、登録はしたが登録基幹技能者資格を登録していない方は、必ずお読み下さい。(裏面もご覧ください。)
なお、既にゴールドカードをお持ちの方、または、登録後に登録基幹技能者資格の登録をお済ませの方は、お読みいただく必要ございません。

これまで、建設キャリアアップシステムに登録いただいた登録基幹技能者には「ゴールド(レベル4)」の建設キャリアアップカードを発行してきました。また、技能者情報の変更申請時に、登録基幹技能者の有資格情報を本システムに登録された方には「ゴールド(レベル4)」の建設キャリアアップカードを再発行^{*1}してまいりました。

本財団において登録基幹技能者による新規登録及び変更申請に基づき「ゴールド」の建設キャリアアップカードを交付するのは、能力評価制度が実施されるまでの間、特例的に行われてきた措置であり、本年度末をもって終了いたします。(なお、本財団において「ゴールド」カードの交付を受けた登録基幹技能者については、能力評価制度においてレベル4の評価を受けたものとして扱われます^{*2}。)

次年度以降は、能力評価制度の実施に伴い、登録基幹技能者であっても、新規登録時に発行されるカードは「白(レベル1)」となります。ゴールドカードの交付を受けるには、建設キャリアアップシステムに登録いただいた後、レベル判定システム等により、別途、評価申請の手続き(有料)を行って頂く必要があります。

ついては、登録基幹技能者の資格をお持ちで、「ゴールド(レベル4)」の建設キャリアアップカードの交付をご希望の方は、本年度中に登録(変更)申請を済まされるようお勧めいたします。

また、本財団において平成29年1月～3月、登録基幹技能者を対象に実施した「登録基幹技能者特別講習」修了者についても、登録時にゴールドカードが発行されるのは、今年度中に申請された場合となりますので、まだ登録申請をしていない方は、本年度中に登録申請を済まされるようお勧めいたします。なお、次年度以降も同講習終了者の無料登録は継続しますが、通常のカード(白)の発行になりますので、ご注意下さい。

同講習修了者には、専用の申請用紙と払込票に代わる登録票を発送しており、これを払込票欄に貼付して申請することにより、「建設キャリアアップシステム」に無料で登録できます。

なお、インターネット申請は、当方のホームページ(<https://www.ccus.jp/>)からのお手続きになりますが、3月末が近づくにつれ、申請数も増加し、回線が繋がりにくくなる恐れがございますので、早めにご申請下さいますよう、お願い申し上げます。

^{*1} 技能者情報の変更申請時、ゴールドカードへの変更にはカード再発行手数料(税込み1,000円)を頂いております。

^{*2} 登録基幹技能者講習実施機関あて国交省通知(令和2年1月22日)

※ 建設技能者の能力評価制度について(国土交通省)

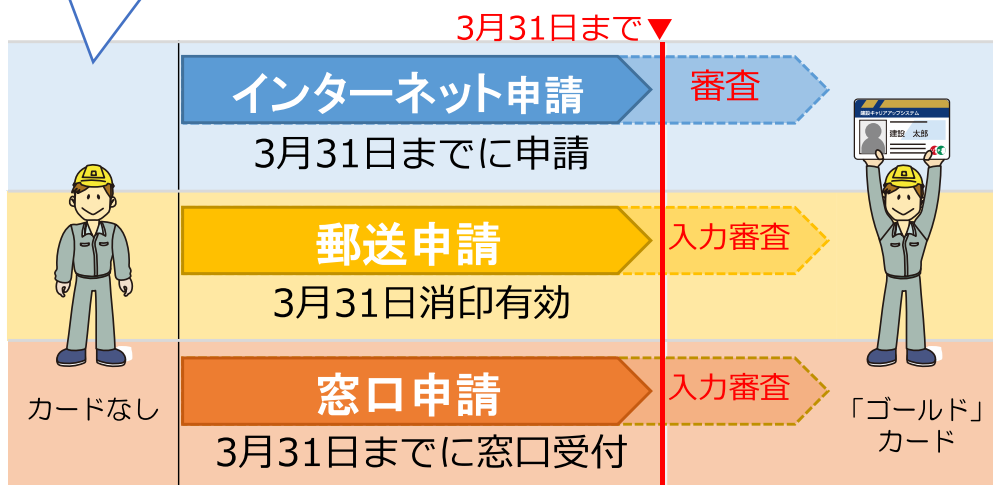
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

※ 本件に関するお問い合わせ：建設キャリアアップシステムお問い合わせセンター

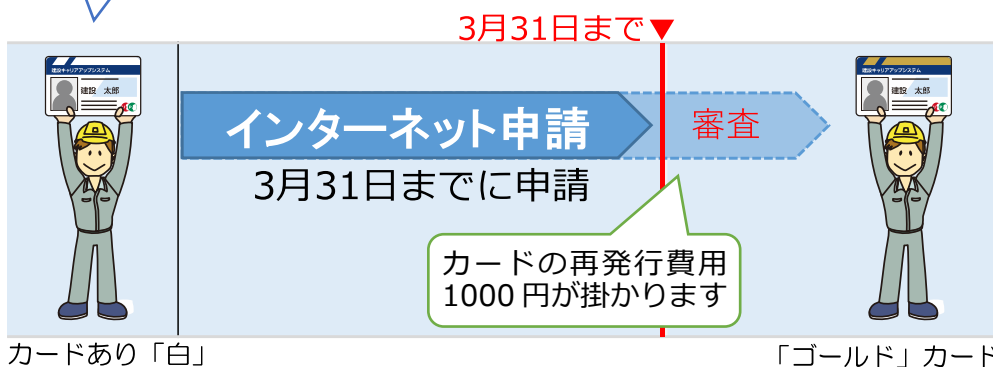
TEL:03-6386-3725(平日9:00-17:00)電話が繋がらない場合は、メールでお問い合わせ下さい。

mail:otoiawase@mail.ccus.jp

登録基幹技能者で、まだ建設キャリアアップシステムに登録していない方は、3月31日までに**新規登録申請**頂ければ、ゴールドのカードを発行できます。



建設キャリアアップシステムに登録しているが、登録基幹技能者の登録をしていない方は、3月31日までに**変更申請**をして頂ければ、ゴールドのカードを発行できます。



変更申請の方法については、建設キャリアアップシステムホームページの「インフォメーション」-「ご利用ガイド(技能者用)」をご確認下さい。

登録基幹技能者対象の**特別講習修了者**で、まだ建設キャリアアップシステムに登録していない方は、3月31日までに登録申請頂ければ、ゴールドのカードを**無料**で発行できます。

